別表第九第五百九十八号の次に次の二号を加える。

五百九十八の二　四・四′―メチレンビス（Ｎ・Ｎ―ジメチルアニリン）

五百九十八の三　メチレンビスチオシアネート

別表第九第五百九十九号の次に次の五号を加える。

五百九十九の二　四・四′―メチレンビス（二―メチルシクロヘキサンアミン）

五百九十九の三　メトキシ酢酸

五百九十九の四　四―メトキシ―七Ｈ―フロ［三・二―ｇ］［一］ベンゾピラン―七―オン

五百九十九の五　九―メトキシ―七Ｈ―フロ［三・二―ｇ］［一］ベンゾピラン―七―オン

五百九十九の六　四―メトキシベンゼン―一・三―ジアミン硫酸塩

別表第九第六百二号の次に次の五号を加える。

六百二の二　六―メルカプトプリン

六百二の三　二―メルカプトベンゾチアゾール

六百二の四　モノフルオール酢酸

六百二の五　モノフルオール酢酸アミド

六百二の六　モノフルオール酢酸パラブロムアニリド

別表第九中第六百五号を削り、第六百六号を第六百七号とし、第六百五号を第六百六号とし、同号の次に次の六号を加える。

六百六の二　四ナトリウム＝六・六′―［（三・三′―ジメトキシ［一・一′―ビフェニル］―四・四′―ジイル）ビス（ジアゼニル）］ビス（四―アミノ―五―ヒドロキシナフタレン―一・三―ジスルホナート）

六百六の三　四ナトリウム＝六・六′―［（二・二′―ビフェニル］―四・四′―ジイル）ビス（ジアゼニル）］ビス（四―アミノ―五―ヒドロキシナフタレン―二・七―ジスルホナート）

六百六の四　ラクトニトリル（別名アセトアルデヒドシアンヒドリン）

六百六の五　ラサロシド

六百六の六　リチウム＝ビス（トリフルオロメタンスルホン）イミド

六百七　硫化カリウム

別表第九第六百二十五号を次のように改める。

六百二十五　りん酸トリス（二―クロロエチル）

別表第九第六百二十六号の次に次の二号を加える。

六百二十六の二　りん酸トリス（ジメチルフェニル）

六百二十六の三　りん酸トリトリル

別表第九第六百二十八号の次に次の一号を加える。

六百二十八の二　りん酸トリメチル

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の労働安全衛生法施行令（次項において「新令」という。）第九条の三第二号に掲げる設備（この政令による改正前の労働安全衛生法施行令（同項において「旧令」という。）第九条の三第二号に掲げる設備に該当するものを除く。）に係る労働安全衛生法第三十一条の二に規定する作業に係る仕事であって、この政令の施行の日前に当該仕事に係る請負契約が締結されたものについては、令和五年九月三十日までの間は、同条の規定は、適用しない。

3　新令第十八条第一号及び第二号に掲げる物（旧令第十八条第一号及び第二号に掲げる物に該当するものを除く。）であって、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日において現に存するものについては、令和七年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　後藤　茂之

内閣総理大臣　岸田　文雄

府令

○内閣府令第九号

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）第三条第二項、第四条第一項第一号、第五条第一項及び第二項、第七条第三項並びに第十二条の規定に基づき、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

令和四年二月二十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行規則

（取引デジタルプラットフォーム提供者が講じた措置等の開示）

第一条　取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項の規定による事項の開示は、次に掲げるところにより行うものとする。この場合において、開示の内容が日本語で作成されていないものであるときは、当該開示の内容に日本語の翻訳文を付すものとする。

一　消費者がその使用に係る電子計算機の映像面において、常に容易に閲覧することができるように表示すること。

二　消費者にとって明確かつ平易な表現を用いること。

（取引デジタルプラットフォーム提供者が開示する事項）

第二条　法第三条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第三条第一項に基づき取引デジタルプラットフォーム提供者が講じた措置の概要

二　前号の措置の実施の状況

三　第一号の措置のほか、取引デジタルプラットフォーム提供者が取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のために講じた措置がある場合には、当該措置の概要及び実施の状況

（商品の性能又は特定権利若しくは役務の内容に関する重要事項）

第三条　法第四条第一項第一号に規定する重要事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　商品又は役務の安全性の判断に資する事項

二　商品、特定権利若しくは役務、販売業者等又は販売業者等の営む事業についての国、地方公共団体その他著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与

三　商品の原産地若しくは製造地、商標又は製造者名

四　商品若しくは特定権利の販売又は役務の提供に係る許可、免許、資格、登録又は経験を証する事項

五　前各号に掲げるもののほか、商品の性能又は特定権利若しくは役務の内容に関する事項であって、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引を行うか否かについての消費者の判断に通常影響を及ぼすもの